

全区域共通 開発行為等 景観形成基準チェックシート

形成基準	申請者 確認欄
開発行為等	
・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>
・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
土石の採取及び鉱物の掘採	
・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。	<input type="checkbox"/>
屋外における物件の集積又は貯蔵	
・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。	<input type="checkbox"/>
・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。	<input type="checkbox"/>
・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
木竹の伐採	
・段丘、河畔林、里山の隣辺など連続する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。	<input type="checkbox"/>